

監査告示第8号

平成26年10月2日

鹿児島市監査委員	松	元	幸	博
同	迫		貞	義
同	中	島	蔵	人
同	崎	元	ひろのり	

定期監査の結果に関する報告について（公表）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

記

1 監査対象局部課名

総務局市長室	秘書課	広報課	国際交流課
総務部	総務課（公平委員会事務局を含む）	情報システム課	
企画財政局財政部	財政課	契約課	
市民局谷山支所	税務課		
伊敷支所	税務課		
吉野支所	税務課		
吉田支所	税務課		
桜島支所	税務課		
喜入支所	税務課		
松元支所	税務課		
郡山支所	税務課		
健康福祉局すこやか長寿部	健康総務課	指導監査課	
経済局農林水産部	生産流通課	農地整備課	
消防局	警防課	情報システム課	予防課
交通局	総務課	経理課	バス事業課
教育委員会事務局教育部	学校教育課	学習情報センター	中央学校給食センター

農業委員会事務局

選挙管理委員会事務局

2 監査の期間

平成26年8月1日から同年10月2日まで

3 監査の対象及び範囲

平成26年度（平成26年6月30日現在）の財務に関する事務等の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼にし、次の項目を中心に監査を行った。

(1) 収入事務

調定伺書（収入伝票）、現金領収帳、収入日計表等の収入事務の状況

(2) 支出事務

予算措置、予算執行、支出負担行為、履行確認、支払等の支出事務の状況（補助金等の交付事務、委託契約事務の状況については25年度事務を含む。）

(3) 物品会計事務

備品・物品出納の管理台帳等の整備、備品・物品の保管、在高の確認の状況

(4) 財産管理

土地、建物、工作物等の財産を管理する台帳等の整備、建物等の管理、財産の貸付・使用許可の状況

4 監査の方法

今回の監査は、財務に関する事務等の執行について、資料の提出を求め、諸帳簿、関係書類等の抽出による調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

5 監査の結果

各監査項目ともおおむね良好に事務処理がなされており、公表すべき指摘事項はなかった。なお、事務処理のなかには、予算規則や会計規則等に定められた手続がなされていないもの、物品会計規則に定める備品管理が適正になされていないもの、記載誤り及び記載もれなど注意を払うことにより防止できる事項が見られたので、これらについては、関係所属長に対処方を指導した。

また、本市が事務局となっている補助金等交付団体の事務処理の一部に、予算執行同等の手続きを行っていないものなどが見られたので、本市の会計規則等に準拠した事務処理となるよう検討されたい。

6 監査意見

姉妹友好都市との交流については、青少年の翼事業や学校間の盟約締結などを通して、さらに交流促進を図るとともに、これらの経験が活かされるよう努められたい。

市民から寄贈された戦災・復興に関する資料については、貴重な記録であるので、児童生徒の教育に役立てることも検討されたい。

社会福祉法人等の指導監査にあたっては、職員に対する処遇の改善等が全国的な課題となっている面もあるので、そのことにも留意されたい。

特別支援教育については、教職員や保護者を対象に実施している研修の成果を学校現場へ反映させる等、さらに充実を図られたい。